

和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

1 国の動き

全国的に待機児童対策として受け皿拡大を大幅に進めている状況下で、保育士の有効求人倍率は年々高くなり、全国で1.93倍、東京都で5.39倍（H27年10月時点）となるなど、保育の担い手の確保は喫緊の課題となっています。

このような状況から、厚生労働省において、省内の「保育士等確保対策検討会」の「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」（平成27年12月4日）を受けて、保育の質を落とさずに、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、平成28年4月1日から保育所に無資格者の導入を拡大できる「省令改正案」（別添資料）が公表されました。

改正案によると、待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの間、以下の特例を設けることとされています。

①朝夕の保育士配置の要件弾力化

保育所等においては、保育士を2名以上配置することが省令上求められているところであるが、乳児又は幼児の年齢別の配置基準を超えて保育士を配置している時間帯に限って、保育士のうち1名を子育て支援員研修を修了した者等の保育士資格を有しない一定の者をもって代えることを可能とする。

②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

保育所等における必要保育士数の3分の1を超えない範囲で幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭並びに保健師、看護師及び准看護師を保育士に交代して活用可能とする。

③研修代替要員等の加配人員における保育士資格要件の弾力化

保育所等においては、11時間開所で保育士一人当たり最長8時間労働をしていること等により、省令上必要となる保育士に追加して雇い入れることが必要となる保育士について、子育て支援員研修を修了した者等の保育士資格を有しない一定の者をもって代えることを可能とする。

2 和歌山市の方針

省令改正の範囲内で、保育所の認可権者の基準条例を改正することにより、管内保育所においての実施が可能となります。

本市においても、待機児童の受け皿拡大の取組みをしていることや保育士不足への対応を求められている状況にあることから、本市における基準条例である「和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を平成28年2月議会において省令改正と同等の内容で改正（施行日は平成28年4月1日）する方針です。